

## 中央大学通信教育部学生会神奈川支部規約

(名称)

**第1条** 本支部は、中央大学通信教育部学生会神奈川支部と称する。

(所在)

**第2条** 本支部は、主たる事務所を支部長たる理事の住所地に置く。

2 本支部は、理事会の決議によって、従たる事務所を任意の住所地に置くことができる。

(支部旗)

**第3条** 本支部は、中央大学通信教育部から支部旗の貸与を受ける。

2 支部長たる理事は、善良な管理者の注意を以て、支部旗を保管する義務を負う。

3 支部長たる理事は、本支部の活動を行う場合においては、支部旗を掲揚しなければならない。但し、掲揚する場所がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(目的)

**第4条** 本支部は、中央大学通信教育部学生会の本旨に則り、支部員の学問の研究促進及び学力向上を図るとともに、支部員相互の親睦交流を深め、以て支部員の中央大学法学部通信教育課程卒業に至る迄の学生生活を円滑かつ快適ならしめることを目的とする。併せて、通信教育制度の啓発に努め、その質的向上に係る施策に参加し、以て中央大学法学部通信教育課程の振興に貢献することを目的とする。

(活動)

**第5条** 本支部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

(1). 学習会（学習会の一環として行う施設参観、裁判傍聴会等を含む。）

(2). 懇親会及びランチミーティング

(3). 教員招請行事

(4). 研究会

(5). 講演会

(6). 学習ガイダンス

(7). 中央大学通信教育部の施策への協力

(8). その他、理事会の決議によって指定するもの

2 前項各号に掲げる活動には、他の学生会支部、他の学生団体、委員会（支部及びその分会を含む。）又は中央大学からの委託、要請又は共同実施の提案を受けて本支部が主催、共催、協賛、協力又は後援するものを含む。但し、委員会を除く学外団体に関与するものについては、この限りでない。

3 本支部は、本支部の活動及び業務を適正かつ円滑に遂行するために、情報基盤を活用する。

4 本支部は、本支部の活動及び業務を適正かつ円滑に遂行するために、正当な調査を実施し、必要な情報の収集に努めるとともに、保有する情報を適正に管理するものとする。

(支部員)

**第6条** 本支部の支部員は、中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生であって、本支部の目的に賛同し、理事又は参事の承諾の下、本支部の学習会に参加した者とする。

2 支部員は、本支部において、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1). 本支部の活動に協力すること
- (2). 本支部の活動の参加費を納めること
- (3). 本支部の活動を妨げる行為をしないこと
- (4). 本支部の活動の安全及び秩序を維持するための理事又は参事の指示に従うこと
- (5). 本支部の規約を遵守し、違反する事実を発見したときは、理事会に報告すること
- (6). 名誉、信用、個人情報を含むプライバシー等、他の者の人格権を尊重すること
- (7). セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他一切のハラスメント行為をしないこと
- (8). 政党又は政治的目的のために、政治的行為をしないこと
- (9). 宗教又は宗教的目的のために、宗教的行為をしないこと
- (10). 企業又は営業的目的のために、営業的行為をしないこと
- (11). 法令、学則等の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしないこと
- (12). 理事又は参事の許諾なく、録音、録画、撮影その他これに類する行為をしないこと
- (13). 他の団体の勧誘活動、署名活動、演説、貼紙、物品又は文書の配布その他をしないこと
- (14). 他の者に対し迷惑となる音又は臭気を発生させないこと
- (15). 他の者に対し合理的範囲を超える負担を要求しないこと

3 本支部の学習会に過去1年間で4回以上参加している支部員は、総会の議決権を有する。

4 支部員は、理事に退会の届出を行うことによって、本支部を退会することができる。

5 支部員は、次の各号に掲げるときは、当然に支部員の資格を失う。

- (1). 中央大学法学部通信教育課程から除籍されたとき
- (2). 本支部の学習会に参加しない期間が1年を超えたとき
- (3). 本支部から除名されたとき

6 本支部は、第2項各号の一に該当する支部員について、総会の決議によって、除名することができる。この場合においては、当該支部員に弁明の機会を付与しなければならない。

(賛助支部員)

**第7条** 本支部の賛助支部員は、中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生以外の者であって、本支部の目的に賛同し、理事又は参事の特別な承諾の下、本支部の学習会に参加した者とする。

2 賛助支部員には、前条の規定を準用する。

3 賛助支部員は、総会の議決権を有しない。

4 賛助支部員は、理事に選出されることはできない。

5 支部員は、卒業したとき、退学したとき又は中央大学法学部通信教育課程から中央大学通信教育部学則第22条第1項第3号の規定に基づき除籍されたときは、支部員の資格を失い、賛助支部員となる。但し、その者が役員であるときは、第9条第3項に規定する期間は、支部員と見做す。

6 賛助支部員は、支部員となる資格を得たときは、支部員となる。

(聴講生)

**第8条** 本支部の聴講生は、支部員及び賛助支部員以外の者であって、この規約及び内規の規定するところに従い、本支部の活動に参加する者とする。

(役員)

**第9条** 本支部に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1). 理事 2人以上
- (2). 参事 1人以上
- (3). 監事 1人以上

2 何人も、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げない等、不当な方法によって役員となることを勧奨してはならず、かつ、本人の意思に反して役員となることを強制してはならない。

3 役員任期は、会計年度末までとする。但し、再任を妨げない。なお、任期が満了した場合においても、後任者が決定しないときは、その任務を継続して行うものとする。

4 役員は、法令、学則及びこの規約を遵守し、忠実にその任務を遂行しなければならない。

5 役員は、理事会の承認を受けることなく、本支部の活動と競合する活動をしてはならない。

6 役員は、他の学生会支部の役員を兼ねるときは、理事会の承認を受けなければならない。

7 役員又はこれらの地位にあった者は、正当な事由があるときを除き、その地位において知り得た情報を漏らし、又は本支部の目的及び活動以外の用途に利用してはならない。

(理事)

**第10条** 理事は、本支部を代表し、本支部の活動及び業務を執行する。

2 理事は、役員を6月以上継続している支部員であって、人格が高潔であり、中央大学法学部通信教育課程に関する識見を有する成績優秀な者の中から、総会の決議によって選任する。

3 会長たる理事は、本支部を統轄する。

4 支部長たる理事は、本支部の活動及び業務を総理し、すべての役員を監督する。

5 事務局長たる理事は、会計を含む事務を統轄し、本支部の活動及び業務を執行する。

6 前3項以外の理事は、副支部長たる理事とする。副支部長たる理事は、他の理事を補佐し、他の理事が不在のとき、事故があるとき又は欠けたときはその任務の全部又は一部を代行する。

(参事)

**第11条** 参事は、理事を補佐し、本支部の活動及び業務の執行を支援する。

2 参事は、支部員又は賛助支部員の中から、理事会の決議によって選任する。

(監事)

**第12条** 監事は、理事を監督し、本支部の活動及び業務の執行を監査する。

2 監事は、本支部の理事又は参事でない者の中から、総会の決議によって選任する。

3 会計監査担当監事は、本支部の活動及び業務のうち、会計を監査する。

4 業務監査担当監事は、本支部の活動及び業務のうち、会計以外を監査する。

(協力員)

**第 13 条** 支部長たる理事は、理事を経験した者に対し、協力員を委嘱することができる。

2 協力員は、役員を補佐し、本支部の活動及び業務の執行を支援するほか、役員の諮問に答え、意見を述べることができる。

3 協力員には、第 9 条第 2 項乃至第 7 項の規定を準用する。

(合議制機関)

**第 14 条** 本支部に、次の各号に掲げる合議制の機関を置く。

- (1). 総会
- (2). 理事会

(総会)

**第 15 条** 総会は、本支部の最高議決機関として、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1). 旧年度の活動結果及び収支決算の報告の承認
- (2). 新年度の活動方針及び予算の承認
- (3). 規約の改正
- (4). 理事及び監事の選任
- (5). 支部員の除名
- (6). 他の学生会支部との合併
- (7). 他の団体への加入又は脱退
- (8). 本支部の分割又は解散
- (9). 前各号に掲げるもののほか理事又は監事が必要と認める事項

2 前項第 3 号及び第 8 号に掲げる事項の付議は、理事会の発議に基づくことを要する。

3 定時総会は、毎年度 1 回、1 月から 3 月までの間に招集する。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に招集する。

- (1). 理事が必要と認め、理事会の決議によって招集の請求をしたとき
- (2). 支部員の 5 分の 1 以上が必要と認め、目的を記載した書面により招集の請求をしたとき

5 総会の招集は、理事が、総会の日 2 週間前までに、会議の日時、場所及び目的を記載した書面（電子メール等を含む。）により行う。

6 総会の議長は、支部長たる理事が務める。但し、不在のときは他の役員又は協力員が務める。

7 総会の決議は、出席者（議決権行使委任状を提出した者を含む。）の過半数を以て行う。

(理事会)

**第 16 条** 理事会は、本支部の最高執行機関として、本支部の活動及び業務に関する責任を負う。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1). 総会に付議すべき事項
- (2). 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3). 内規の制定及び改廃に関する事項
- (4). 本支部の活動及び業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(5). 前各号に掲げるもののほか、理事が必要と認める事項

- 3 理事会は、すべての理事が参加するメーリングリストを用いて常時開催する。
- 4 理事会の議長は、会長たる理事が務める。但し、不在のときは他の理事が務める。
- 5 理事会の決議は、理事の過半数を以て行う。但し、前条第 2 項に規定する理事会の決議は、理事の全員一致を以て行うことを要する。
- 6 議案の提出から 72 時間を経過した時において、理事から対案の提出若しくは修正案の提出又は反対の意思表示がない場合は、当該議案が議決されたものと見做す。

(会計)

**第 17 条** 本支部の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、本支部が特定の活動を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、理事会の決議を以て、設置するものとする。
- 3 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 4 会長たる理事、支部長たる理事及び事務局長たる理事は、収支予算に関する書類を共同して作成し、理事会及び総会の承認を受け、公開しなければならない。
- 5 会長たる理事、支部長たる理事及び事務局長たる理事は、会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、収支予算成立の日まで、前年度の収支予算に準じて収入支出することができる。
- 6 会長たる理事、支部長たる理事及び事務局長たる理事は、収支決算に関する書類を共同して作成し、会計監査担当監事の監査並びに理事会及び総会の承認を受け、公開しなければならない。
- 7 会長たる理事、支部長たる理事及び事務局長たる理事は、収支決算に関する報告を中央大学通信教育部に対して行うときは、前項に規定する書類を添付しなければならない。
- 8 事務局長たる理事は、本支部の活動において収入又は支出があった場合は、会計帳簿に記帳し、証票の存在及び内容並びに現金の残高を確認し、速やかに理事会に報告しなければならない。
- 9 本支部の会計帳簿、証票、収支予算に関する書類、収支決算に関する書類その他一切の会計書類は、会計帳簿の閉鎖の時から 5 年間、保存しなければならない。
- 10 懇親会の会計への一般会計からの補助は、これをしてはならない。なお、前各項の規定は、中央大学通信教育部からの助成金の対象となる場合を除き、懇親会の会計には、適用しない。
- 11 本支部の学習会の参加費は、1 人 1 回 500 円とする。
- 12 本支部は、本支部に包括的参加費を拠出する他の学生会支部の支部員等について、本支部の学習会の参加費を減免することができる。なお、包括的参加費の額は、理事会の決議によって定める。
- 13 本支部は、本支部の協力員が役員等を務める学員会（支部及びその分会を含む。）の会員等について、本支部の学習会の参加費を減免することができる。
- 14 本支部の学習会以外の参加費は、理事会の決議によって定める。
- 15 既に納入を受けた本支部の活動の参加費及び包括的参加費は、原則として、還付しない。
- 16 本支部は、支部員、賛助支部員、聴講生その他本支部の目的に賛同する一切の者から寄附金を受入れることができる。但し、理事が不適切と認めるものについては、この限りではない。
- 17 本支部は、支部員、賛助支部員、聴講生その他本支部の目的に賛同する一切の者から広告料を受入れ、本支部が発行する印刷物、又は本支部が管理する公式ウェブサイトに掲載することができる。但し、理事が不適切と認めるものについては、この限りではない。

**【附則】**

**第1条** 本規約は、総会における改正の決議の日から起算して3月を超えない範囲内において理事会の決議によって定める日から施行する。